

阿賀野市告示第26号

阿賀野市訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年2月18日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成25年阿賀野市告示第217号）の一部を次のように改正する。

第5条中「月1回」を「月10回」に改める。

別表中「12,500円」を「12,600円」に改める。

別記様式中「㊤」を削る。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。